

「障害者スポーツ団体支援企業ロゴマーク」使用規約

平成30年8月13日
スポーツ庁次長決定

1. 目的

障害者スポーツ団体への協力・支援を実施し、「障害者スポーツ団体支援企業ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用を希望する企業等について、スポーツ庁による使用の承認の手続きを定めるとともに、その承認を得た企業等が積極的にその取組及び承認の事実について情報発信を行えるよう、ロゴマークを使用するに当たり遵守すべき事項について、ロゴマーク使用規約（以下「本規約」という。）を定める。

2. ロゴマーク

ロゴマークは、以下に掲げるものとする。

ロゴマーク①



ロゴマーク②



ロゴマークに説明書きが必要な場合は下記のとおり記載ください。

「※本ロゴマークは障害者スポーツ団体支援企業等を示すものであり、スポーツ庁から使用を認められたものです。」

3. ロゴマークを使用できる者

ロゴマークは、障害者スポーツ団体への協力・支援を実施していると認められる企業等のうち、その協力・支援内容等を所定の申請方法に従ってスポーツ庁へ申請し、承認を得た企業等が無償で使用できるものとする。

4. ロゴマーク使用方法

- (1) 使用者は、ロゴマークの使用に当たって本規約を遵守しなければならない。
- (2) 使用者は、ロゴマークを変形、回転させたり、一部を切り取って使用したりしてはならない。ただし、ロゴマーク①とロゴマーク②は別々に使用できる。
- (3) 使用者は、次のような方法でロゴマークを使用することはできない。

- ア 主として、特定の政治、思想、宗教、募金活動と結び付けて使用すること
 - イ 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
 - ウ 特定の商品名やブランド名の一部又は全部として使用すること
 - エ 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用すること
 - オ 商品のパッケージや商品広報物に使用すること
 - カ ログマークの使用期限が満了した後に、直ちに使用を止められないものへ使用すること
 - キ その他スポーツ庁が不適切であると判断する方法で使用すること
- (4) 使用者は、ログマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保若しくは転貸し、又は代理利用を許諾することはできない。
- (5) 使用者は、ログマークの使用期限が満了し、使用延長申請を行わなかった場合は、ログマークを使用することができない。
- (6) 使用者が本規約に違反したログマークの使用を行ったとスポーツ庁が判断した場合、スポーツ庁は使用者にログマークの使用の中止や使用した物品の回収等を求めることがある。この場合、ログマーク使用者は直ちにその措置に従わなければならない。

5. ログマーク使用申請方法

ログマークの使用を希望する企業等は、使用の開始を希望する日の 10 日前までに、

(1) に示す書類を (2) の提出先にメール又は郵送にて提出すること。

(1) 申請時に必要な書類

「障害者スポーツ団体支援企業ログマーク」使用申請書及び関係書類

(2) 提出先

スポーツ庁 健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-6734-3490

FAX : 03-6734-3792

E-mail : kensport@mext.go.jp

(3) 使用の承認

スポーツ庁は、「障害者スポーツ団体支援企業ログマーク」使用申請書の提出があった場合、その内容を確認した上で、原則として受領日より 10 日以内に、申請者に対して使用の承認（又は不承認）の通知を行うものとする。

(4) 申請内容の変更

使用者は、スポーツ庁による使用の承認以後、ログマークの使用目的・方法・用途に追加・変更が生じた場合、速やかにスポーツ庁に「障害者スポーツ団体支援企業ログマーク」使用内容追加・変更申請書を提出し、承認を受ける必要がある。

6. 使用承認基準

次の各項目に掲げる基準全てに該当するとスポーツ庁が判断する場合に認める。

- ア 障害者スポーツ団体への協力・支援内容が一過性のものでないこと
- イ 障害者スポーツ団体への財政面もしくは体制面での支援であること
- ウ 協力・支援する障害者スポーツ団体から、行った協力・支援を超える便宜・対価等を受けていないこと
- エ 「4. ロゴマーク使用方法」の定め反しないこと
- オ その他、承認が不相当であると認められる事実がないこと

7. ロゴマークの使用期限

使用者によるロゴマークの使用は、使用承認の際に通知する期限（使用承認日の翌年の同月末日）までとする。使用期限後も引き続き、ロゴマークの使用を希望する場合は、使用期限の10日前までに「障害者スポーツ団体支援企業ロゴマーク」使用延長申請書を提出し、承認を受ける必要がある。

8. 免責

ロゴマークの使用に関わるクレームや損害等については、スポーツ庁は一切の責任を負わない。

9. 規約の改訂

本規約は、スポーツ庁により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

以上